協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(1)	環境に関する計画及び環境に関する条例	【計画】 該当なし 【条例】 該当なし	【計画】 該当なし 【条例】 該当なし	【計画】 該当なし 【条例】 該当なし	【計画】 該当なし 【条例】 中伊豆町環境保全条例
(2)	環境審議会	審議会なし	審議会なし	審議会なし	【内容】 中伊豆町環境保全条例に基づき、中伊豆町環境保全審議会を設置し、町長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整、審議する。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(3)	環境美化事業	【目的】 ごみの不法投棄に関して、全町的に環境保全を目指す目的で実施する。 【内容】 ①修善寺町ゴミゼロ運動 毎年1回町内に不法投棄されたゴミを各ボランティア団体に　収集してもらう。集めたゴミは簡単な分別をした後年川最終　処分場に搬入する。町が負担しゴミ袋、軍手、ジュースを提供している。 ②町内美化清掃 毎月第１日曜日に各町内会別に清掃作業を実施する。 ③美化審査 町内美化清掃の実施状況を４学区代表区長及び女性の会より４名計８名にて年４回審査を行い上位１０地区に報償金を実施している。	【目的】 美化運動の啓発と快適な環境についての住民意識の高揚を図る。 【内容】 ①土肥山川クリーン作戦 　土肥山川河川敷、土肥海岸の清掃作業。 ②毎年1回町内各種団体、土肥高生など、約450名にて草刈および空き缶等のごみ拾いを実施。 【参考】 年約４回観光施設等のごみ拾いを、ボランティアが実施。（静岡銀行事務局）	【目的】 空缶等のポイ捨て及び散乱の防止等の措置を講ずることにより､清潔で美しい景観を保全し､環境をクリーンにして美化意識の高揚を図り、快適な生活環境を確保することを目的とする。 【内容】 ①クリーン作戦の日 5月及び10月の第3日曜日を「クリーン作戦の日」と定め､町内各地区・クリーンモニター・町職員などが参加し､環境美化に関する活動を展開する。 ②環境クリーン推進会議の設置必要に応じて会議を招集する	【目的】 ごみの不法投棄に関して、全町的に環境保全を目指す目的で実施する。 【内容】 ①ゴミゼロ運動 毎月1回各自治会による清掃作業ボランティアとして実施。回収したごみは各自で分別し、ゴミ小屋に搬入。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4)	不法投棄ごみ防止	【目的】 　ごみの不法投棄の早期発見と未然防止を目的とする。 【事業概要】 　シルバー人材センター職員によるパトロールを随時実施している。（月4回）不法投棄を発見した場合は、かたずけてもらう。証拠品となるものがあれば大仁警察に連絡し、現場検証を行い必要な措置を取っている。不法投棄者が不明な場合は町で撤去等を行っている。撤去にかかる費用は町負担。不法投棄が多い場所については区長の要望があった場合ごみ捨て禁止看板を区長に配布し、区で設置してもらっている。	【目的】 　ごみの不法投棄の早期発見と未然防止を目的とする。 【事業概要】 　職員によるパトロールを第2、第4木曜日に実施している。不法投棄を発見した場合は、県（産業廃棄物の場合）・大仁　警察署土肥派出所に連絡し、必要な措置を取っている。不法投棄者が不明な場合は町で撤去等を行っている。撤去にかかる費用は町負担。不法投棄が多い場所についてはごみ捨て禁止看板及びフェンスを14年度設置予定。	【目的】 　空缶等のポイ捨て及び散乱の防止等の措置を講ずることにより､清潔で美しい景観を保全し､環境をクリーンにして美化意識の高揚を図り、快適な生活環境を確保することを目的とする。 【事業概要】 ①クリーンモニターによる不法投棄の監視及び通報 ②環境クリーン推進会議の設置　必要に応じて会議を招集する ③シルバー人材センターへ巡視・回収の委託（年６回） ④郵便局・東京電力との通報協力協定	【目的】 　ごみの不法投棄の早期発見と未然防止を目的とする。 【事業概要】 　職員や不法投棄監視員（環境衛生委員に委嘱）によるパトロールを随時実施している。不法投棄を発見した場合は、警察に連絡し、現場検証を行い必要な措置を取っている。不法投棄者が不明な場合は町で撤去等を行っている。撤去にかかる費用は町負担。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5)	病害虫等駆除対策	該当なし 自治会関係 【目的】 害虫駆除の予防に努める。 【内容】 毎年6月に町内各区、町内会に要望を聞いて防疫剤の配布を行っている。夏季に入るにあたり水の流れが悪い所、害虫が発生しやすいと思われる箇所に散布。	【目的】 水害等による家屋の浸水から起きる病害虫の発生を防ぎ、良好な地域環境を維持することを目的とする。 【内容】 水害等による家屋の浸水から起きた場合、町職員が現地にて衛生害虫駆除を行う。 【負担割合】 煙霧防除に要する費用・薬剤については、すべて町が負担 自治会関係 【目的】 衛生害虫等による健康被害の発生を未然に防止し、環境衛生の向上を図る。 【内容】 各地区の住民が、地区内の建物や水路等の一斉消毒を行い衛生病害虫の駆除を行っている。消毒機を所有していない地区には、町所有の消毒機を貸し出している。 【負担割合】 衛生病害虫の駆除に要する薬剤は町が負担 【消毒機購入補助】 地区において消毒機を購入する場合購入価格の2分の1を補助 【その他】 一斉消毒を実施する地区に対し消毒機械の貸し出しを行う	該当なし 自治会関係 【目的】 町内各所において一斉消毒を実施することにより､環境美化及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 【内容】 地区ごと衛生委員が集合消毒を実施 【負担割合】 集合消毒に要する薬剤については、半額を町が負担 【消毒機購入補助】 地区において消毒機を購入する場合購入価格の2分の1を補助 【その他】 一斉消毒を実施する地区に対し消毒機械の貸し出しを行う	土肥町に同じ。 自治会関係 該当なし

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(6)	生ごみ処理機購入費補助	【対象機器】 コンポスト 電動式生ごみ処理機	修善寺町に同じ	【対象機器】 コンポスト容器 ボカシ容器 電気式生ごみ処理機	【対象機器】 電動式生ごみ処理機
(7)	資源ごみ集団回収	【概要】 小学校PTA、温泉管理組合、中学校生徒会等町内団体に対し資源ごみ回収（廃品回収）活動おいて報奨金を交付している。 【報奨金】 対象品目はビン類、缶類、古紙、ビールのケースなど1kgあたり7円で10円未満は切り捨て	【概要】 小学校PTA、中学校生徒会等町内団体に対し資源ごみ回収（廃品回収）活動おいて報奨金を交付している。 【報奨金】 対象品目はビン類、缶類、古紙、ビールのケースなど1kgあたり6円で100円未満端数は切り上げ	【概要】 地区・学校等に於いて､資源ごみを回収しリサイクル業者に売却した場合､申請により資源ごみ回収報償金を交付する。 【報償金】 1kgあたり5円で、10円未満切り捨て	【概要】 小学校PTA、中学校生徒会等町内団体に対し資源ごみ回収（廃品回収）活動おいて報奨金を交付している。 【報奨金】 対象品目はビン類、缶類、古紙、ビールのケースなど1kgあたり7円で1円未満は切り捨て
(8)	ごみ処理手数料	該当なし	【内容】 事業活動に伴う一般廃棄物の処理手数料あり。	該当なし	該当なし

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(9)	一般廃棄物集積場整備事業助成	【概要】 　一般廃棄物集積場に関して各区でのゴミステーションの新設、改修（建て替え）に対して補助金を交付する。 【事務手順】 　区長による申請をうけて費用の一部を補助する 【補助率及び上限額】 1/5　上限金額3万円	修善寺町に同じ 【補助率及び上限額】 2/3以内　上限金額10万円	修善寺町に同じ 【補助率及び上限額】 ごみ集積所本体の製作に要した費用を対象。基準額20万円以下の場合千円未満切り捨て。20万円を越えた場合は越えた金額の3分の2に20万円を加えた額で千円未満切り捨て。上限金額50万円 資源ごみ収集資材保管庫設置 1地区10万円	修善寺町に同じ 【補助率及び上限額】 上限金額19.2万円 （基礎工事を除く本体部分について）

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(10) 1	廃棄物処理計画【概要】	【概要】 　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(10) 2	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（廃棄物処理計画）	修善寺町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標　　に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成14年9月に改定	土肥町一般廃棄物処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ･生活雑排水･し尿･浄化槽汚泥の処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成14年に策定	天城湯ヶ島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成14年9月に改定	中伊豆町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成14年9月に改定

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(10) 3	一般廃棄物処理計画	修善寺町一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどの ように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。	土肥町一般廃棄物処理計画 毎年6月末、当年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。	天城湯ヶ島町一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。	中伊豆町一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。
(10) 4	廃棄物処理計画 分別収集計画	【概要】 　容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする市町村は市町村分別収集計画を策定する。 修善寺町分別収集計画 缶、ビン、紙、プラスチックについてどのように分別しリサイクルしていくか、策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直していく。	【概要】 　容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする市町村は市町村分別収集計画を策定する。 土肥町分別収集計画 缶、ビン、紙、プラスチックについてどのように分別しリサイクルしていくか、策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直していく。平成14年6月策定平成15年度から実施	【概要】 　容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする市町村は市町村分別収集計画を策定する。 天城湯ヶ島町分別収集計画 缶、ビン、紙、プラスチックについてどのように分別しリサイクルしていくか、策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直していく。	【概要】 　容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする市町村は市町村分別収集計画を策定する。 中伊豆町分別収集計画 缶、ビン、紙、プラスチックについてどのように分別しリサイクルしていくか、策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直していく。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(11)	火葬場	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町から構成される中豆斎場（管理者：中伊豆町）において事業を実施	土肥町及び戸田村をもって組織する土肥町戸田村衛生施設組合において事業を実施	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(12) ア	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	【収集】 許可業者が収集運搬を行う。 【処理】 田方南部広域行政組合が処理を行う。	【収集】 許可業者が収集運搬を行う。 【処理】 町が処理を行う。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) イ	ダイオキシン対策	町広報誌等に掲載 パンフレット等による啓発 屋外における焼却行為等禁止のPR	修善寺町に同じ	町広報誌等に掲載 パンフレット等による啓発 屋外における焼却行為等禁止のPR 【土壌ダイオキシン検査】 毎年1回2ヶ所で試料採取 町　10/10	修善寺町に同じ
(12) ウ	公害防止協定	該当なし	【概要】 　鉱物の地下採掘に起用する鉱害の防止対策、発生した事故対応措置を講じる。 【公害防止協定の状況】 　現在町と「環境保全協定（公害防止協定）」を締結している業者は2業者。【協定名】	【概要】 　町は環境保全（公害防止）のため、様々な施策を講じるように努めるとともに、事業者が公害発生の虞のある工場等を新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害の未然防止）に関する協定を締結する。 【公害防止協定の状況】 　現在町と「環境保全協定（公害防止協定）」を締結している業者は2業者。	該当なし

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) エ	公害調査	天城湯ケ島町に同じ	【水質検査】 該当なし 【その他】 案件発生した場合あるいは発生のおそれのある場合、現場を調査確認し対応。	【水質検査】 本柿木地区に設置された一般廃棄物最終処分場にかかる地下水調査をごみ処理委託先の修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）が行っている。 【その他】 案件発生した場合あるいは発生のおそれのある場合、現場を調査確認し対応。	天城湯ケ島町に同じ
(12) オ	ごみ資源化	【目的】 ①特定家庭用機器再商品化法により、上記の家電4品目を再商品化する事業の住民へのPR等 ②循環型基本法に基づきリサイクル法によりリサイクルを推進 ・パンフレット ・カレンダー ③ごみの分け方、出し方及び収集体系、収集日を記載し全世帯へ配布 ④ごみの減量・容器包装類に係る分別・不法投棄防止等廃棄物に関する啓発 【概要】 容器包装の分別収集 容器包装の製造、利用業者による再資源化の促進 リサイクル可能容器の使用努力 過剰な容器包装使用抑制	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) カ	ごみの分別・収集方法	【ゴミ収集状況】 1．対象人員　5957世帯　17,139人 2．対象区域　町内全域 3．収集率　　100% 4．収集体制　直営・委託 5．収集方式　ステーション方式 6．収集方法　定期収集 可燃ごみ：週2回～3回地区により異なる 資源ごみ：月4回～5回 厨芥類：許可業者が町内各旅館をまわり搬入し飼料に加工している 【指定ごみ袋の販売取扱い】 ①大きさ 　可燃物用30リットル、20リットル ②販売方法 町指定ゴミ袋を作ろうとする業者は町に申請しなければならない。要綱でうたっている書類を提出させ管理者の許可をとる。販売は各小売店（町内に限らない）などで販売する。 【収集体制】 可燃ゴミ、資源ごみは各区、町内会のゴミステーションに出し資源ごみは月に4～5回ある分類別収集日に出す。厨芥類を各旅館から集めて飼料に加工する。	【ゴミ収集状況】 1．対象人員　2,080世帯　5,337人 2．対象区域　町内全域 3．収集率　　100% 4．収集体制　委託 5．収集方式　ステーション方式 6．収集方法　定期収集 可燃ごみ：週3回 不燃ごみ：週1回（金物類、ガラス陶磁器、ビン類） 資源ごみ：月2回 資源ごみの内紙：月2回 乾電池・蛍光管：週1回（不燃ごみ収集日） 【指定ごみ袋の販売取扱い】 ①大きさ 　可燃用45リットル、30リットル、15リットル ②販売方法 修善寺町に同じ 【収集体制】 可燃ごみ　　：業者委託 不燃ごみ　　：　〃 資源ごみ　　：　〃 乾電池・蛍光管：　〃	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) キ	ごみの運搬体制・排出方法	【概要】 一般廃棄物を適正に処理するため、分別収集を実際に行う事業 【運搬体制】 一般家庭ゴミ可燃ごみ、資源ごみは町所有のパッカー車で回収。事業系のゴミは修善寺町一般廃棄物許可業者（16業者）が回収し衛生センターに搬入する。 【排出方法】 資源ごみは全て洗って出す、ｷｬｯﾌﾟをはずすこと。牛乳パックは切り開き乾かして出す。ペットボトルはラベルを剥がしてｷｬｯﾌﾟはずす。 可燃ごみは指定袋に入れ各区、町内会ごみｽﾃｰｼｮﾝに出す。 不燃ごみ・資源ごみは資源ごみ回収日にごみステーション（各地区で選定）に出す。 乾電池・蛍光管：ごみステーション缶以外の排出日に出す。	【概要】 一般廃棄物を適正に処理するため、分別収集を実際に行う事業 【運搬体制】 可燃ごみはパッカー車で土肥戸田衛生センターまで運搬。 不燃ごみは2ｔトラックで土肥リサイクルセンターまで運搬。 【排出方法】 資源ごみは全て洗って出す、ｷｬｯﾌﾟをはずす。牛乳パックは切り開き乾かして出す。（雨天時は出さない。） 廃食用油は、回収していない。 可燃ごみは指定袋に入れ107ｽﾃｰｼｮﾝ（各地区で選定）に出す。 不燃ごみは不燃ごみ回収日に107ｽﾃｰｼｮﾝ（各地区で選定）に出す。 資源ごみは資源ごみ回収日に47資源回収ｽﾃｰｼｮﾝ（各地区で選定）に出す。 紙は月2回107ｽﾃｰｼｮﾝへ出す。 布は分別回収していないため、可燃ごみとして出す。 乾電池・蛍光管は月2回107ｽﾃｰｼｮﾝ（不燃ごみと同じ）に出す。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境関係事業

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) ク	一般廃棄物最終処分場	【概要】 ごみ処理委託先の修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）が天城湯ケ島町本柿木に一般廃棄物最終処分場を設置し,焼却灰等を埋立処分している。	【概要】 土肥町小下田に一般廃棄物最終処分場を設置している。一般家庭から排出される瓦、コンクリート殻、ブロック、瀬戸物等を埋め立て不燃物に限り処分しているが、法改正により990㎡以下のミニ処分場は平成１５年度中に廃止される見込のため、それ以降は全量、町外搬出委託する予定。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(12) ケ	広域廃棄物処理施設整備計画	平成12年度策定 広域化における処理施設の整備は、基本的には区域内自治体の意向を配慮するが、平成20年度を広域化施設完成目標年次とし、今後引き続き検討していく。 【関係市町村】 修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町、伊東市、熱海市、伊豆長岡町、韮山町、大仁町、戸田村	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ